

利用調整について

入園の申込みが、受け入れ可能な定員を超えた場合、次の手順に従って利用調整します。

- (1) 「1. 保育所等利用調整基準指数表」に基づき世帯の基準指数（保護者(父・母)それぞれの基準指数の合算）を算定する。
- (2) (1) で算定した基準指数に、「2. 調整指数表」に基づく加点・減点を行う。
- (3) (1)、(2) で算定した指数が高い世帯から利用を決定する。
- (4) (1)、(2) で算定した指数が同一の場合は、「3. 同一指数の場合の優先順位」に基づき決定する。
- (5) (1)～(3) の結果、同一の場合は、抽選により決定する。

【1. 保育所等利用調整基準指数表】

保 護 者 の 状 況				基準 指数
類型	細 目			
①就労	就労（被雇用者） 自営・農業 （中心者・専従者）	月２０日以上	１日８時間以上	１０
			１日６時間以上８時間未満	８
			１日４時間以上６時間未満	７
			１日４時間未満	４
		月１５日以上	１日８時間以上	８
			１日６時間以上８時間未満	７
			１日６時間未満	６
		月１５日未満	１日８時間以上	６
			１日８時間未満	４
	自営・農業（協力者） 内職	月２０日以上	１日８時間以上	８
			１日６時間以上８時間未満	６
			１日４時間以上６時間未満	５
			１日４時間未満	２
		月１５日以上	１日８時間以上	６
			１日６時間以上８時間未満	５
			１日６時間未満	４
		月１５日未満	１日８時間以上	４
			１日８時間未満	２
②妊娠・出産	産前産後期間（出産予定月とその前後各２ヶ月）にある場合			９
③疾病・障がい	疾病等	１ヶ月以上の入院又は入院に相当する治療や安静を要する		１０
		週３日以上通院加療を行い、安静を要する		７
		継続的な通院加療を行い、安静を要する		５
	障がい	身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Ａ判定		９
		身体障害者手帳３・４級、精神障害者保健福祉手帳２級、療育手帳Ｂ判定		７
		身体障害者手帳５・６級、精神障害者保健福祉手帳３級、療育手帳Ｃ判定		５
④介護・看護	施設付添	週５日以上常時付添を要する		９
		週４日以上常時付添を要する		７
		週３日以上常時付添を要する		５
	施設送迎	週３日以上送迎を要する		４
		自宅看護・介護	重度のため常時看護・介護を要する	
	上記以外の看護・介護を要する		５	
⑤災害復旧	災害（地震、風水害、火災等）復旧に当たっている			１０
⑥求職活動	求職活動（起業準備活動含む）を常態的に行っている			２

⑦就学	月160時間以上学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合	10
	月120時間以上160時間未満学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合	8
	月64時間以上120時間未満学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合	6
	上記以外の場合（保育の必要性が認められる場合）	3
⑧その他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	※

※分類番号①～⑦の指数を準用。

【2. 調整指数表】

世帯の状況等	調整指数
ひとり親世帯（単身赴任、離婚調停中等による別居は含まない）	+15
生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	+5
虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護を要する	+5
育児休業明け	+1
同居のきょうだいが同一の保育所等に在籍している、又は入所申込をしている	+1
同居の祖父母（65歳未満）がおり、自宅で保育可能な場合	-2
保育料等を過去分含め滞納している（卒園児分含む）	-5

【3. 同一指数の場合の優先順位】

1	ひとり親家庭
2	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合